

豊栄農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
- (2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	北区笹山字河渡上 4146 番 1 筆	農用地	法第 10 条第 3 項非該当 具体的理由：錯誤のため	995 m ² (学校用地)	

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

当該地では、明治 25 年に開校した「笹山小学校」が、地域の児童数減少等によって令和 2 年 3 月をもって閉校し、木崎小学校に編入統合された。

市有地である旧笹山小学校の跡地利用を検討する中で、グラウンド用地の一部で農振農用地が含まれていることが判明した。(1 筆：新潟市北区笹山 4146 番 340 m²)

当該地の登記簿謄本及び、笹山小学校の沿革を調べたところ、豊栄市農業振興地域整備計画が策定される以前の昭和 35 年に豊栄市が、学校用地として取得し保存登記を行っていることが判明した。よって、本来当該地は農振農用地区域に含めるべき土地ではなかった。

なお、豊栄市は、昭和 49 年に農振白地である当該地の隣地（新潟市北区笹山 4153）を買収し、平成 5 年に新潟市北区笹山 4146 番に合筆し、今に至る。

昭和 47 年 9 月に豊栄農業振興地域整備計画が定められた以前に既に非農地であったことが事実であることから、農振法第 10 条第 3 項非該当（錯誤）として豊栄農業振興地域整備計画の変更を申し出るものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図 1】及び【詳細図 1】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの。）

該当なし

5 当該変更の経過

日付	事項
R2. 10. 26	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
R2. 11. 4	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答

R2. 12. 3～12. 28	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧（意見書提出なし）
R2. 12. 2～R3. 1. 12	豊栄農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間（異議申出なし）
R3. 1. 29	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
R3. 2. 1	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
R3. 2. 26	豊栄農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（農振除外）

附図1号 土地利用計画図 豊栄市



